規則

美容師法施行細則 の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年十月十七日

埼玉県知事 大 野 元 裕

埼玉県規則第五十二号

美容師法施行細則の一部を改正する規則

美容師法施行細則 (昭和四十一年埼玉県規則第十三号) \mathcal{O} _ 部を次 \mathcal{O} ように改正

する。

第四条第一 項第三号中 「省令」 \mathcal{O} 下 に 「第二十条の二第一 項、 _ を加える。

	梯式第一号中	•
の営業からの変更の有無	11 (営業譲渡の場合) 4~9について既存	10 申請理由の別
	水声を 0・・	新規•
) 		鮮

譲一な渡しし

を削 り、 同様式の添付書類7を削り、 同様式の 注中 1 を 削 り、 2 を 1

とし、3を2とする。

加える。 とし、 様式第三号 (三) 様式第三号(一)を様式第三号 を様式第三号 $\stackrel{\frown}{=}$ とし、 とし、 様式第三号 様式第二号の次に次の一様式を $\stackrel{\frown}{=}$ を様式第三号 $\stackrel{\text{(i)}}{=}$

埼玉県 保健所長

(宛先)

美容所の開設者の地位の承継届	(事業譲渡)	
		年

月

日

住所又は主たる

事務所の所在地

氏名又は名称及び 代 表 者 氏 名 生年月日(法人にあつては省略)

下記のとおり美容所の開設者の地位を事業譲渡により承継したので、届け出ます。

記

1	譲渡人の氏名又は	
	名称及び代表者氏名	
2	譲渡人の住所又は	
	主たる事務所の所在地	
3	譲渡の年月日	
4	美容所の名称 (屋号)	
5	美容所の所在地	

添付書類

- 1 営業の譲渡が行われたことを証する書類
- 2 届出者が外国人の場合は、美容師法施行規則第19条第4項の住民票の写し

注 法人の場合は、登記事項証明書を提示してください。

- 1 から施行する。 ための旅館業法等の一部を改正する法律(令和五年法律第五十二号)の施行の日ための旅館業法等の一部を改正する法律(令和五年法律第五十二号)の施行の日ための旅館業法等の事業活動の継続に資する環境の整備を図る附 則
- 2 この規則による改正前の美容師法施行細則に定める様式による用紙は、 間、所要の調整をして使用することができる。 当分の